

資本金 1 億円と 1 億超の場合における税制の相違

項目	1億円以下	1億円超
軽減税率の適用	年800万円以下の所得については、税率が30%から18%に軽減。(時限立法)	資本金1億円超法人は一律30%
交際費の損金算入	支出した交際費等のうち、600万円までの部分は、90%の損金算入が可能。	全額損金不算入
貸倒引当金の特例	貸倒実績率または法定繰入率により計算した繰入限度額の有利選択が可能。	資本金1億円超法人は貸倒実績率のみ
少額減価償却資産の損金算入の特例	取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合に、年間300万円を限度として、取得した事業年度において取得価額の全額を損金算入可能。	10万円以上は原則資産計上
中小企業投資促進税制 (機械等の税額控除、特別償却)等	中小企業特例の特別償却・税額控除の適用あり	中小企業特例の特別償却・税額控除の適用なし
外形標準課税の適用	1億円以下は適用なし	1億円超は強制適用

地方税の均等割については、資本等の金額(資本金+資本積立金)で判定するため、資本金から資本剰余金へ減資をしても、影響はありません。